

令和4年 議案第11号

みよし市奨学金の支給に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年5月23日提出

みよし市教育委員会

教育長 今瀬 良江

説明

この案を提出するのは、民法の一部を改正する法律による成年年齢の引下げ及び行政手続等における署名の見直しに伴い、申請書等の様式を改める必要があるからである。

みよし市奨学金の支給に関する規則の一部を改正する規則

みよし市奨学金の支給に関する規則（平成27年みよし市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「年　月　日生」を「年　月　日」に、「20歳」を「18歳」に改める。

様式第6号中「保証人連署をもって」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のみよし市奨学金の支給に関する規則の規定に基づいて作成されているみよし市奨学金支給申請書の用紙は、改正後のみよし市奨学金の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

みよし市奨学金の支給に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案

様式第1号（第3条関係）

みよし市奨学金支給申請書

みよし市教育委員会 様

みよし市奨学金の支給に関する規則により、奨学金の支給を受けたいので申請します。

ふりがな 氏名	年 月 日	生年 月 日	生 年 月 旦
申請者 住所	電話() 一		
在学（予定）学校名 (年 4月 1日現在)	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立		
入学（予定）年月日	年 月 日	修業年限	
ふりがな 氏名	年 月 日	生年 月 日	生 年 月 旦
保証人 住所	電話() 一		

※保証人は必ず父又は母とし、父母がない場合は、祖父母又は18歳以上の兄姉を記入してください。以上の家族がない場合は、これに準ずる人をご記入ください。

同 意 書

私はみよし市教育委員会が、奨学金支給の交付要件となる世帯員の市県民税課税台帳等を閲覧することに同意します。

みよし市教育委員会 様

住 所

申請者氏名

保証人氏名

※事務局記載欄	選考区分	選考可否	奨学金額	支給期間	支給期間
高校生等・大学生等	可・否	円/月	年 月	年 月	年 月 日から 日まで

現行

様式第1号（第3条関係）

みよし市奨学金支給申請書

みよし市教育委員会 様

みよし市奨学金の支給に関する規則により、奨学金の支給を受けたいので申請します。

ふりがな 氏名	年 月 日	生年 月 日	生 年 月 旦
申請者 住所	電話() 一		
在学（予定）学校名 (年 4月 1日現在)	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立		
入学（予定）年月日	年 月 日	修業年限	
ふりがな 氏名	年 月 日	生年 月 日	生 年 月 旦
保証人 住所	電話() 一		

※保証人は必ず父又は母とし、父母がない場合のみ、祖父母又は20歳以上の兄姉を記入してください。以上の家族がない場合は、これに準ずる人をご記入ください。

同 意 書

私はみよし市教育委員会が、奨学金支給の交付要件となる世帯員の市県民税課税台帳等を閲覧することに同意します。

みよし市教育委員会 様

住 所

申請者氏名

保証人氏名

※事務局記載欄	選考区分	選考可否	奨学金額	支給期間	支給期間
高校生等・大学生等	可・否	円/月	年 月	年 月	年 月 日から 日まで

年 月 日

みよし市教育委員会 様

年 月 日

年 月 日

年 月 日

みよし市奨学金支給申請書

年 月 日

みよし市奨学金の支給に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>様式第6号（第5条関係）</p> <p>誓 約 書</p> <p>みよし市教育委員会 様</p> <p>年 月 日</p> <p>みよし市教育委員会 様</p> <p>誓 約 書</p> <p>本 人 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>保 証 人 住 所</p> <p>氏 名</p>	<p>様式第6号（第5条関係）</p> <p>誓 約 書</p> <p>年 月 日</p> <p>みよし市教育委員会 様</p> <p>誓 約 書</p> <p>本 人 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>保 証 人 住 所</p> <p>氏 名</p>

私は、このたびみよし市奨学金の支給に関する条例により、奨学生に認定されましたので、同条例を誠実に遵守するとともに、常に学業に励み、人格向上に努め、健康に留意し、奨学生としての本分を尽くすことを誓約いたします。

私は、このたびみよし市奨学金の支給に関する条例により、奨学生に認定されましたので、同条例を誠実に遵守するとともに、常に学業に励み、人格向上に努め、健康に留意し、奨学生としての本分を尽くすことを誓約いたしました。

みよし市奨学金の支給に関する規則の一部を改正する規則

【趣旨】 民法の一部を改正する法律（平成30年6月20日公布、令和4年4月1日施行）による成年年齢の引下げ及び行政手続等における署名の見直しに伴い、必要な改正を行う。

【内容】 1 成年年齢の引下げ（様式第1号関係）

保証人となり得る20歳以上の兄姉の年齢を18歳に引き下げる。

2 署名の見直し（様式第6号関係）

誓約書における奨学生と保証人の連署を廃止する。

【施行期日】 公布の日

【経過措置】 現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている申請書の用紙は、改正後の規則の規定にかかるらず、当分の間、使用することができることとする。